

金融機関や口座を指定し、振り込みを指示することはありません。不審な場合は同課へご連絡ください。

☎同課 ☎29-9210

10月31日(月)は市民税・都民税(第3期)の納期です

市税を未納のままにすると、法令に基づき延滞金が増加されます。納期内の納付が困難な場合は、納税課(市役所2階25番窓口)へご相談ください。納付は口座振替のほか、コンビニエンスストアやペイジー対応のATM、スマートフォンアプリからでも可能です。

☎同課 ☎29-9218(口座振替)・☎29-9210(納税相談)



会社都合による離職で国民健康保険に加入した方へ

65歳未満で雇用先の都合で離職した方の国民健康保険税が、申請により最大2年間軽減されます。

☑雇用先の倒産、解雇、雇い止めなどで離職した65歳未満の離職者で、雇用保険受給資格者証の離職理由コードが11・12・21・22・31・32(特定受給資格者)または23・33・34(特定理由離職者)の方

◆軽減内容 離職した翌日から翌年度末までの保険税算定時に、離職者本人の前年の給与所得を100分の30とみなしたうえで、同じ世帯のほかの加入者の所得と合算して算定します。

※国民健康保険の加入期間に限ります。
※医療費にかかる高額療養費の自己負担限度額も同様の所得で算定します。

☑雇用保険受給資格者証、保険証(すでに加入している方)、世帯主および該当者のマイナンバーが確認できるものを保険課(市役所1階9番窓口)または市政窓口へ
☎同課 ☎29-9216



児童手当を振り込みます

6～9月分の同手当を10月7日(金)に指定預金口座に振り込みます。対象者には「児童手当・特例給付支払通知書」を送付しました。

☎子育て支援課 ☎29-9675

児童育成手当を振り込みます

ひとり親家庭や障がいのあるお子さんの保護者などの経済的負担軽減のために支給する手当です(所得制限あり)。6～9月分の同手当を10月7日(金)に指定預金口座に振り込みます。

☎子育て支援課 ☎29-9675

就学時健康診断通知書を発送しました

内容を確認し、必ず受診してください。
☑令和5年4月に小学校に入学するお子さん

☎学務課 ☎29-9815

むらさき子どもひろばの催し(10月)

◆乳幼児のあそびひろば

☑げんきっ子ランド＝月曜日午前9時～正午、みんなであそび!＝火～金曜日午前11時～11時30分(6日(休)・7日(金)・14日(金)・19日(休)を除く)

☑当日会場へ

◆乳幼児対象のイベント

☑①手形アートスタンプ＝6・7日午前11時～11時30分、②Mamaカフェ＝14日午前10時30分～11時30分、③スペシャルバスデー＝27日(休)・28日(金)午前11時～11時30分、④わくわくミニ運動会!＝29日(土)午前10時30分～11時30分
☑①③就学前までのお子さん、②1歳6カ月までのお子さんと母親8組、④3歳～就学前のお子さんと保護者10組
☑①タオル、汚れてもよい服装

☑①③当日会場へ、②④10月1日から直接または電話で同ひろば ☎49-5500へ(先着制)

◆小学生対象のイベント

☑①卓球の日＝月・金曜日午後3時30分～4時30分(17日(月)・28日・31日(月)を除く)、②スポーツの日＝木曜日午後4時～4時30分、③一輪車教室＝17日午後3時40分～4時30分(雨天中止)、④巾着を作ろう＝22日(土)午前10時30分～11時30分、午後2時30分～3時30分、⑤卓球大会＝24日(月)午後3時30分～4時30分、⑥ハロウィンウィーク＝28日～31日

☑③10人、④各回10人

☑①②③⑤タオル(②帽子、運動靴、③運動靴、あれば一輪車)

☑①②⑤⑥当日会場へ、③④10月1日から直接または電話で同ひろば ☎49-5500へ(先着制)

☎同ひろば ☎49-5500

みたかおもちゃの病院(10月)

☑三鷹市消費者活動センター運営協議会

☑5・19日の水曜日午後1時～3時

☑消費者活動センター

☑特殊部品などの交換は実費

☑当日会場へ(1人1個まで修理可)

☎同センター ☎43-7874

満1歳のお子さん保育園で

あ・そ・ぼ

☑①10月6日、11月10日＝中原保育園(☎40-7170)・南浦東保育園(☎40-7166)、②10月13日、11月10日＝あけぼの保育園(☎40-7555)・下連雀保育園(☎40-7160)、③10月20日、11月17日＝新川保育園(☎40-7553)・中央保育園(☎40-7540)、④10月27日、11月24日＝野崎保育園(☎39-7050)・上連雀保育園(☎40-7168)、いずれも木曜日午前9時40分～10時20分

☑市内在住の1歳～1歳5カ月のお子さん各10人

☑☎開催日前日までに電話で希望する園へ(いずれも先着制)

パパとママの育児相談・交流会

☑連雀地区住民協議会

☑10月14日(金)午前10時30分～11時30分

☑市内の1歳未満のお子さんと保護者、これから親になる方①会場10組、②オンライン5組

☑①連雀コミュニティセンター、②オンライン会議アプリ「Zoom」

☑三鷹市助産師会の皆さん

☑同センターホームページ HP https://www.mitakacc.jp/renjk-cc/へ(先着制)

☎同センター ☎45-5100

西多世代交流センターの催し

◆ベビーヨガ講座

☑10月18日(火)午前10時～11時30分

☑おおむね3～6カ月のお子さんと母親10組

☑ヨガインストラクターのHirokoさん

☑バスタオル

☑10月4日(火)午前9時30分～7日(金)午後5時に直接または電話で同センター ☎31-6039へ(初めて同センターを利用する方を優先して先着制)

◆父親講座「親子の時間が楽しくなる子育てに向けて」(保育)

☑①講座編「子育てをおもしろくするお父さんのチカラ」＝10月29日(土)、②あそび編「お父さんと楽しむふれあいあそび」＝11月20日(日)午前9時30分～11時30分(全2回)

☑市内在住の1歳6カ月～3歳のお子さんと父親12組

☑①東京学芸大学名誉教授の菅野敦さん、②NPO法人日本幼児健康体育協会指導員の高橋隆子さん

☑10月3日(月)午前9時～12日(火)午後5時に直接または電話、インターネットで同センター ☎31-6039・HP https://www.kouza.mitakagenki-plaza.jp/(元気創造プラザ講座申込システム)へ(申込多数の場合は抽選。当選者のみ通知)
☎同センター ☎31-6039

すくすくひろばの催し

◆年齢別あそびまじょ(10月)

☑①ぞうぐみ「からだを動かしてあそぼう」＝19日(火)、②バナナぐみ＝25日(火)、③いちごぐみ＝31日(月)、いずれも午前10時15分～11時15分

☑市内在住の①平成31年4月2日～令和2年4月1日生まれのお子さんと保護者8組、②初めて受講する3年12月～4年1月生まれのお子さんと保護者6組、③初めて同ひろばを利用する4年5～6月生まれのお子さんと保護者4組

☑①7日(金)、②11日(火)、③14日(金)午前10時から直接または電話で同ひろば ☎45-7710へ(いずれも先着制)

◆ベビーヨガ

☑10月27日(木)午前10時30分～11時30分

☑初めて受講する市内在住の3～8カ月のお子さんと母親10組

☑大沢コミュニティセンター

☑ベビーヨガインストラクターのかおりさん

☑バスタオル、おむつ、着替え

☑10月13日(木)午前10時から直接または電話で同ひろば ☎45-7710へ(先着制)

◆母親講座「感情的にならない子育て」(保育)

☑11月4日(金)午前10時～11時30分

☑市内在住の3カ月～年少のお子さんの母親30人、保育(首が据わっている3カ月～年少児)20人

☑市民協働センター

☑子育てアドバイザーの高祖常子さん

☑10月12日(火)午前10時から直接または電話で同ひろば ☎45-7710へ(先着制)

☎同ひろば ☎45-7710

家庭教育学級「思春期～青年期における”相談できる関係や場”の意義」

☑市教育委員会、四中、同校PTA

☑10月29日(土)午後2時～4時

☑①同校、②オンライン会議アプリ「Zoom」

☑成蹊大学教授で臨床心理士の林潤一郎さん

☑①室内履き、下足入れ

☑10月19日(火)までに右記

QRコードから申し込む

☎教育政策推進室 ☎29-8349



住宅の改修・新築に伴う固定資産税の減額制度

住宅のバリアフリー改修や省エネ改修、認定長期優良住宅を新築した場合に、固定資産税が減額される場合があります。

☎資産税課 ☎0422-29-9199

①バリアフリー改修を行った場合

◆対象家屋 新築から10年以上が経過し、居住部分の割合が家屋全体の2分の1以上で、改修後の床面積が50～280㎡の住宅(賃貸住宅は除く)のうち、65歳以上の方、要介護または要支援の認定を受けている方、障がいのある方が居住する住宅

◆対象となる改修 令和6年3月31日までにを行った法令で定めるバリアフリー工事で、工事費用から給付金などを差し引いた金額が50万円超の改修

◆減額される税額 工事完了年の翌年度分の固定資産税の3分の1(居住部分で1戸当たり100㎡相当分まで)

②省エネ改修を行った場合

◆対象家屋 平成26年4月1日以前から所在し、居住部分の割合が家屋全体の2分の1以上で、改修後の床面積が50～280㎡の住宅(賃貸住宅は除く)

◆対象となる改修 令和6年3月31日までにを行った、現行の省エネ基準に適合する60万円超の改修工事(窓の断熱工事は必須)
詳細は市ホームページをご覧ください。

◆減額される税額 工事完了年の翌年度分の固定資産税の3分の1(認定長期優良住宅は3分の2。いずれも居住部分で1戸当たり120㎡相当分まで)

③認定長期優良住宅を新築した場合

◆対象家屋 令和6年3月31日までに新築した認定長期優良住宅のうち、居住部分の床面積が1戸当たり50㎡(1戸建て以外の貸家は40㎡)～280㎡で、家屋全体の床面積の2分の1以上の住宅

◆減額される税額 新築の翌年度から5年間(3階建て以上の中高層耐火建築物は7年間)、固定資産税の2分の1(居住部分で1戸当たり120㎡相当分まで)

☑①②は工事完了日から原則3カ月以内に、③は新築した翌年の1月31日までに、申告書(市ホームページまたは同課〈市役所2階28番窓口〉で入手)と必要書類を同課へ
※①②の申請には増改築等工事証明書、③の申請には認定通知書が必要です。